

2022.6.2 (木)

鈴鹿市長 末松則子 様

公開質問状&要望書

以下、いくつかの質問と要望にお答えください。

お答えは6月9日(木)12:00 までに必ず文書と面談をお願いします。

1、 工事準備の「囲い込み」について

- ① この工事をしているのは NIPPO と(有)オオシマの他、どんな会社が関与していますか。
- ② 囲い込みの範囲と工事平面図(資料 A)とは実際違います。その違いを明確に比較・図示してください。なぜ、違うのですか。
- ③ 前回の質問の②③について事業者からは要望1か月が経つ今も返答も現場図示もありません。誠意のほどが疑われます。
- ④ 今回の囲い込みは利用者に大きな衝撃を与えています。泣いて帰られ訴えられた女性、障害を持つ子と訪れるお母さんは、子どもが怖がってフェンスに近寄れないと言います。市長はそんな現実をどう考えられますか。
- ⑤ 2月9日、メディア、工事業者、ポイントゲッターズで大々的に工事開始を喧伝された翌日には工事杭もロープも撤去して、工事は3カ月丸々何も動きませんでした。(資料 B1, B2)
その間7か所の工事看板を工事をしないならいったん撤去の要求も無視し、3カ月にわたって立て続け、利用者の不安を煽ってきました。その責任はどう考えますか。

2、 知事と市長の見解の相違について

- ① 4月28日の一見知事の定例会見のよると、鈴鹿 PG の八百長は「プレーヤーにとって屈辱的なこと」の話があり、5月11日には県強化指定から PG を外しました。市は今でも PG (運営業者)を信じて支援をそのまま続けるのですか。市長の認識を問います。
- ② 同上の記者会見で、一见知事は「鈴鹿市さんがスタジアム建設をされる主体」と明言されています。前回の私どもの質問に「事業主体は建設を行う事業者」と言い逃れをし、「事業主体 鈴鹿市」を白のガムテープで貼って隠しましたが、知事と市長の認識の差異は何ですか。明確に説明してください。

3、 前回情報公開で開示された2月22日の「鈴鹿青少年の森公園へのサッカースタジアム建設について」で伺います

- ⑥ 県が「鈴鹿市とサッカークラブ運営会社が締結した協定書」は「一部誤解を招く表現が

ある」とは何のことですか。それに対する市の「追加の覚書を締結する」とあるのは、3カ月以上経ちますので明らかにしてください。

- ⑦ 県が「市として施設の位置づけを整理」せよというのに対して、「市としても、公益性を高めるために、条例の制定など必要な手続きの進め方について今後、具体的な検討を行う」とあります。

- ・ 施設の位置づけの整理とは何ですか。
- ・ さらなる公益性とは何ですか。

これまで、公益性があるからと三重県から使用料免除で公園用地使用許可を得て、(株)アンリミテドと(株)ノーマークがスタジアムを設置及び管理を行うとした協定を、根本からくつがえすことですか。

これまでの使用申請・許可と協定では、公共性がないということですか。

- ・ どんな条例を考えていますか。それは、何月議会提出ですか。

- ⑧ 両者で合意した今後の課題

- ・ 協定書の修正の検討 ・施設の位置付けについて整理 ・利活用のロードマップ作成 の3つについて、2/22 から3カ月審議した内容を意見形成過程も含めてすべて明らかにしてください。

- 4、 前回のお答えが答えになっていませんので再質問ですが、末松市長コメント「6月の理事会までにガバナンス体制を改善し、説明責任を果たして信頼回復に努めていただきたい。本市としても関係機関と連携しながら支援を行って参りたい。」(4月27日 伊勢新聞)と末松市長は言っています。ガバナンス体制が改善されるまでに、市として支援するのは問題があるのではないですか。

ガバナンス体制が改善されるまで工事は中止すべきではないですか。

5、 要望

- ① 植生の移植に関わる 4/11 付けの決定通知によれば、まだ計画すら出ていません。県の貸与条件も満たさぬまま市民・利用者の行動を制限するのは違法ではありませんか。
- ② 今まで、市長の指示のまま「文化スポーツ課」を一方的に窓口にしてきましたが、限界があります。環境政策も市民説明窓口を設定してください。(再要望)
- ③ 今回の囲い込みは「建設業の法令許可票」もありません。このまま放置すると建設業法第47条違反ではありませんか。即刻、囲いこみを解除・撤去するよう業者に指示してください。

2022, 6. 2

以上

(連絡先; 青少年の森を愛する会 萩森繁樹 090-4269-0965)